



今の特集

1. 「同一労働・同一賃金」施行に向けて
2. マイナンバーカードの今後
3. 被扶養者認定要件の見直しについて

1. 「同一労働・同一賃金」施行に向けて

本年4月より順次施行されている「働き方改革関連法」の一環であり、改革の柱の一つである「同一労働・同一賃金」が2020年4月（中小企業は2021年4月）より施行されます。本号では法改正の概要と企業に求められる対応をご説明します。

☆同一労働・同一賃金とは

「仕事が同じであれば、雇用形態が異なっても同じ賃金・待遇にすべきだ」とする考え方のことを同一労働・同一賃金といいます。現在、日本では労働者の約4割が「非正規雇用」であり、正規雇用との賃金格差が社会問題となっています。このような背景のもと、政府は、雇用形態に基づく不合理な待遇差を解消すべく、派遣やパート等非正規雇用の処遇について統一的に指針を定め、パート労働法その他法律を改正しました。

☆法改正のポイント

【不合理な待遇差の禁止】

同一条件・内容の職務を行う場合、雇用形態の違いをもって待遇に差を設けてはなりません。なお、「同一労働」については、職務名等に関わらず職務の実態により、中核的な職務内容が同じであれば「同一労働」と判断されます。

また、待遇差が「不合理」であるかどうかは、①職務の内容・責任の程度②職務の変更・配置転換の範囲③その他の事情によって判断されます。

【待遇に関する説明義務】

事業主は、短時間・有期雇用労働者等から正規雇用者との待遇差について説明を求められた場合、説明を行わなければなりません。

【行政による事業主への助言・指導等】

均等待遇・待遇差の説明について、労働局での紛争解決手続きや行政ADRの対象になります。

☆企業に求められる対応

それでは実際にどのような対応を取る必要があるのか、厚生労働省が策定した指針をもとにご説明します。

【Ⅰ. 現状の雇用形態・待遇差の有無を確認する】

正規・非正規の雇用区分の有無、派遣社員の有無等を確認します。その上で、雇用形態によって賃金や待遇に差がないかを確認します。賃金であれば基本給・各種手当・賞与といった各項目を、待遇であれば昇給・休暇・福利厚生・教育制度といったあらゆる待遇を確認します。

【Ⅱ. 待遇差の要因（合理性）を確認する】

待遇差の合理性は先述の判断要素で判断されます。例えば、住宅手当について、「非正規雇用者は正規雇用者と異なり転勤がないので、住宅手当を支給しない」といった取り扱いは合理性があるとされます。一方、「今までの慣習」や、「将来の役割期待の違い」といった抽象的な理由では合理性が不十分とされます。

合理性有無の判断については厚生労働省の指針に具体例が記載されていますので、参考にしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000469932.pdf>

厚生労働省（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）

【Ⅲ. 制度の見直しを行う】

待遇差を解消する場合、「正規雇用者の待遇を下げ非正規雇用者と同水準にすることは望ましくない」との見解が指針で示されているため、非正規雇用者の待遇を改善する方向で検討すべきでしょう。なお、制度の見直しに際しては人事制度の変更や就業規則の改定などが発生しますので

早めの取り組みをお勧めします。取り組みの方法・手順については厚生労働省のリーフレットも参考にしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000540732.pdf>

厚生労働省（パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書）

【Ⅳ. 派遣労働者についての対応】

派遣社員については、派遣先の正規雇用者と同待遇にすることが派遣元には原則として求められます。ただし、派遣先によって条件が様々であることで、賃金が不安定になることも想定されるため、派遣労働者と賃金や待遇の決定方法を定めた労使協定を締結する方法が選択できます（労使協定方式）。詳細は下記の資料をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000469167.pdf>

厚生労働省（平成30年労働者派遣法改正の概要〈同一労働・同一賃金〉）

2. マイナンバーカードの今後

近時、政府がマイナンバーカードを2021年3月から健康保険証として使用できるようにする方針を示したことが話題となりましたが、10月の消費税増税に伴い、2020年度に導入するポイント制度にマイナンバーカードを利用すると発表されました。

電子マネー等を使って買い物をした際に国からポイント還元を受けられるポイント制度ですが、ポイントの管理や本人認証にマイナンバーカードのシステムを利用し、民間業者などと連携したサービスを行うとのこと。

マイナンバーカードは本年8月末時点で約1770万枚の交付がされていますが、これは人口の14%ほどでしかなく、今後普及を図っていくとのこと。政府は3年後を目処に1億枚以上を普及させる狙いで、2022年度にはほとんど全ての住民が保有している想定だとしています。

2021年分の確定申告からは医療費控除の手続きもできるよとされているマイナンバーカード。今後の動向に注目です。

3. 被扶養者認定要件の見直しについて

今年5月に成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」において、下記一定の例外はあるものの、扶養認定要件に「国内居住要件」が追加されました。

【国内居住要件の例外】

- ①外国において留学をする学生
- ②外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③観光・保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者
- ⑤①から④に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

この件に関し、全国健康保険協会運営委員会資料において、施行日である2020年4月1日以降の被扶養者の確認の取り扱いとして以下の2点が示されています。

- 施行日以降は、日本年金機構における被扶養者認定の際に、国内居住要件を満たしていることを確認し、認定後は、協会が毎年実施する被扶養者再確認等により確認する。
- 施行日時時点で国内に居住していない者については、施行日時時点で適切な資格管理ができるよう、健康保険被扶養者(異動)届(国内居住要件の例外に該当する旨の確認または該当しないことによる認定の取消に関するもの)提出を求めるなど、協会けんぽ等において必要な対応を行う。

国内居住要件を満たさず、例外にも該当しない被扶養者については、施行日以降、認定の取消しがなされるようです。詳細は下記の資料をご確認ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g7/cat720/r1/dai99kaiunneiinkai/310320>

全国健康保険協会（第99回全国健康保険協会運営委員会資料）

【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 福岡オフィス

〒812-0016

福岡県福岡市博多区博多駅南1-8-31九州ビル6階

T E L : 092-292-8954